

新居浜市景観計画策定業務委託 仕様書(案)

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、新居浜市が実施する「新居浜市景観計画策定業務」(以下「本業務」という。)に適用するものである。

(目的)

第2条 本市は、元禄4年(1691年)の別子銅山開坑以来300年にわたり、工業都市として発展してきた歴史がある。その中で創造されてきた別子銅山関連の近代化産業遺産は、世界に誇れる歴史的産業遺産であり、都市計画マスタープランにおいても、都市景観形成等の整備方針の中で、歴史的資源や景観の保存と活用を位置づけている。よって、豊かな自然景観や歴史的景観の保全に留意し、地区の良好な景観形成に資する景観計画を策定するものである。

(業務対象区域)

第3条 本業務は、山根公園より南に位置する東平地区の近代化産業遺産を中心とする一体の区域とする。(添付図参照)

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、契約締結日から平成32年3月31日までとする。

(提出書類)

第5条 本業務を実施するにあたり、受注者は下記の書類を作成し提出するものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 課税業者届出書又は免税業者届出書
- (4) 着手届
- (5) 主任技術者届出書

(主任技術者等)

第6条 受注者において選任する主任技術者は、技術士(建設部門 都市及び地方計画)の資格と都市計画行務に精通した豊かな実務経験を有するものとする。

(疑義)

第7条 本仕様書に記載無い事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

(準拠法令等)

第8条 本業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか次の関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 都市計画法
- (2) 景観法
- (3) 建築基準法
- (4) 新居浜市上位関連計画
- (5) 新居浜市契約規則
- (6) その他関係法令、通達

(貸与資料)

第9条 本業務の実施に必要な関係資料等は、受注者の申請により貸与するものとし、受注者は発注者の指示に従い、貸与された関係資料等の保管及び管理を行い、本業務完了後は直ちに返却しなければならない。

(参考文献等の明示)

第10条 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その出典を明示すること。

(成果品の検査・納品)

第11条 受注者は、本業務終了後に所定の成果品を提出し、主任技術者立会のもと、発注者の成果品検査を受けなければならない。

(成果品の瑕疵)

第12条 納品後、成果品に「瑕疵」が発見された場合は、発注者の指示に従い、必要な処理を受注者の負担において行うものとする。

(守秘義務)

第13条 受注者は、本業務の遂行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。また、本業における成果品は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の許可無く他に貸与、公表、譲渡又は使用してはならない。

(留意事項)

第14条 受注者は本業務の全部又は大部分を第三者に再委託してはならない。

第2章 業務内容

(業務内容)

第15条 本業務の内容は、以下のとおりである。

15-1 基礎調査

(1) 計画の目的と位置づけの整理

景観計画の策定にあたり、計画の目的及び役割、位置づけ、調査対象区域等、計画策定の方針を整理する。

(2) 地区の現状や上位・関連計画等の整理

調査対象地区の現状を、歴史的な位置づけ、土地利用、交通、自然、地域資源、観光

利用状況、土地利用等の規制状況等について、必要に応じて周辺地域も含め、既存資料に基づき把握・整理する。また、上位・関連計画における位置づけや市民意向について、把握・整理する。

(3) 観光資源等調査

対象区域の景観資源の現状を調査・整理するとともに、地形、歴史的建造物、保存樹木、自然、眺望などの良好な景観資源について調査・整理をする。

(4) 景観阻害要因の抽出

現況調査等をもとに、建築物や屋外広告物等の景観を阻害している要素・要因を抽出する。

(5) 景観の特性と課題の整理

上記検討結果を踏まえ、調査対象区域の景観の特性と良好な景観形成のための課題を整理する。

15-2 景観計画（案）の検討

(1) 景観計画区域の検討

景観法と調査対象区域の景観特性を踏まえ、調査対象区域内に景観計画を定め、良好な景観形成の為の課題を整理する。

(2) 良好な景観の形成に関する方針

基礎調査の結果等を基に、景観計画区域において、良好な景観を形成する為の目標と基本方針を検討する。

(3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成の方針に基づき、景観計画内の建築物、工作物において、届出の対象となる行為等と良好な景観形成の為の行為の制限を検討する。

(4) 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

景観資源調査等を踏まえ、景観計画区域内の景観形成に重要な景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針を検討する。

(5) その他の必要とされる事項

その他の事項（屋外広告物、景観重要公共施設、景観農業振興地域整備計画、自然公園法等に係る選択事項）について、必要な場合に検討する。

(6) 策定会議の支援

景観計画策定に係る策定会議（仮称）について、会議資料データの作成、議事要旨の作成と計画への修正・反映等、支援を行う。

(7) パブリックコメントの支援

景観計画（案）に対する地域住民等の意見を把握・反映するパブリックコメント（都市計画課が開催）について、パブリックコメント意見の整理と対応方針の検討を行う。

(8) 協議・打ち合わせ等

調査等に係る打ち合わせ・協議を適宜行う。（3回程度）

(報告書取りまとめ)

第16条 上記検討結果を踏まえ計画案を取りまとめる。そして、パブリックコメント結果を踏まえて、景観計画案を作成する。

第3章 成果品

(成果品)

第17条 本業務の成果品は、図表、イラスト、写真を活用したものとし、装丁及び製本については、表紙を含め新居浜市の特性を活かしたオリジナリティのあるレイアウトやデザインであること。以上を踏まえ、次の成果品を納品すること。

- (1) 業務報告書 (A4版、一部カラー含む、チューブファイル綴じ) 1部
- (2) 景観計画書 (A4版 簡易製本) 100部
- (3) 電子データ DVD
- (4) その他資料 (基礎調査資料、会議資料、議事録等)